

古代中国の言語禁則とその社会的コンテクスト

— 『礼記』言語規範の研究 —

彭 国 躍

1. はじめに

『礼記』(前3世紀)は古代中国社会の行動規範や倫理規定に関する最も古い経典の一つである。その中には言語表現や言語行動などに関する規定も多く含まれている。言語学の立場から見ると、『礼記』には音韻や文法など言語構造に関する記述が少ない一方、語用論的、社会言語学的制約に関するものがたいへん豊富である。とくに言語行動の倫理基準、礼にかなう言語表現の範例などが細かく記されている。『礼記』は、古代中国におけることばと社会の関係を理解する上で欠かせない貴重な資料だと言える。

近年語用論研究において、ポライトネス(politeness)現象に関する多くの理論が現れている。ポライトネスの普遍性を見据えたBrown & Levinson(1978,1987)のメンツ理論やLeech(1983)の丁寧さの原理などがその代表的なものと言える。ポライトネスの普遍理論は、言語の普遍性に着目する以上、異なる言語にも適用し、言語の通時的変化にも耐え得るような汎用性を持っていなければならない。『礼記』言語規範の研究は、古代中国語におけるポライトネス現象の実態を明らかにするだけでなく、特定の言語や時代を越えたポライトネスの普遍性の探究においても重要な意義を持つのではないかと思う。

『礼記』は倫理規範に関する書物のため、その記述の多く、たとえば「言語之美、穆穆皇皇」(少儀第十七p529-530)、「恒言不称老」(曲礼上第一p19)などのような言明は文法上平叙文であっても、礼の規範を示すというテキストの制約により一種の倫理命法として機能し、「(君子の)ことばは穏やかで、丁寧であるべき」、「常々自分を老と称してはならない」などのように一種の擬似命令と

して解釈することができる。ここではことばの倫理命法に関する否定的言明を「禁則」と呼ぶことにする。

本稿は主に『礼記』の中の言語現象にかかわる禁則事項について考察を行う。『礼記』は礼に関する理論的研究書というより、日常生活における礼の実践的教本のような性格を持っている。そのため、礼にかなう言語行動についても、すべて抽象的、肯定的な原理として述べるのではなく、その多くは実践上の拘束力を持つ否定的な表現によって述べられている。「AのコンテキストではBをしてはならない」という否定的命法は、禁止対象がはっきり限定されるため、「AのコンテキストではBをしななければならない」という肯定的命法に比べて、言語行動において最低限犯してはならない倫理基準がはっきり示され、禁則に従わなければ失礼または無礼とみなされ、倫理的に問題が生じるという明確なメッセージがこめられている。

本研究は、『礼記』における言語禁則を考察することにより古代中国社会における言語規範の実態、その語用論的、社会言語学的制約条件およびその背後にある一般原理・原則などについて論証したいと思う。

2.『礼記』言語禁則の概観

『礼記』の中で、ことばに関する禁則項目は全部で78例ある。その内わけについて、大きく言語行為の禁則、言語随伴要素の禁則、話題内容の禁則の3つに分けることができる。言語行為の禁則の中には、「質問、呼称、非難、命名、発語、挨拶、諫言、賞賛、諱名、命令、弁明、祈願、誅言」という13種類の行為に関するものが含まれる。これらの言語行為のほとんどは現在中国人の言語生活においても行なわれているが、その内の「諱名」、「諫言」、「誅言」だけはいまではもう行なわれなくなった。少なくとも現代中国社会では独立した言語行為として認識されなくなった。言語随伴要素の禁則はおもに話者の態度、発話順番、声量および発話参与者間の距離に関するものである。話題内容に関する禁則はおもに場面や話者の身分との関係で規定されたものである。禁則が及んだ領域と項目数は次の通りである。

言語行動の禁則(54):

質問(10) 呼称(9) 非難(6) 命名(5) 発語(5) 挨拶(4) 諫言(4)

賞賛(4) 諱名(3) 命令(1) 弁明(1) 祈願(1) 誅言(1)

言語随伴要素の禁則(15):

態度(6) 順位(5) 声量(2) 距離(2)

話題内容の禁則(9)

以下そのすべての禁則項目を提示し、その成立の根拠と社会的、文化的背景について分析する。

3. 言語行為の禁則

3. 1. 質問行為の禁則

『礼記』において質問発話行為の禁則事項は全部で10例あったが、2例は質問行為一般に関する禁則で、8例は具体的な質問に関する禁則である。まず質問行為そのものに関する禁則を見てみよう。

禁則1：君子於其所尊弗敢質。（君子は尊敬する相手に対して直接に問いかけるようなことはしない）（聘義第四十八 p946）

問いかけという発話行為は、相手に対して答える義務を課し、負担を強いると同時に、質問者側が話題選択や談話進行の主導権を握るという意味で、本質的に相手にとって失礼な言語行為である。禁則1は問いかけ発話行為が持つ本来の無礼さを避けるために、尊敬すべき人に対しては問いかけ行為そのものをしてはならないと規定している。礼を守り立派な人間「君子」になろうとする者は最低限このような倫理規定を心得ることが要求される。

禁則2：三年之喪…對而不問。（三年の喪においては…人の問いには答えても、みずから問うことはしない）（雜記上第二十一 p634）

禁則2も質問行為そのものに対する禁則であるが、禁則1と違う点は、相手との人間関係に対する配慮ではなく、喪中という状況コンテキストに対する配慮である。喪の期間中に人に問いかけたりするような積極的な言語行動は、親を亡くした悲しみの感情にそぐわず、孝の礼をわきまえないという意味で倫理的に問

題があるとされたのであろう。

次に具体的な質問内容にかかわる禁則を見てみよう。

禁則 3 : 弔喪弗能賻、不問其所費。(弔問にいても財を贈ることができない場合は葬式の費用について訊ねたりしない) (曲礼上第一 p43)

禁則 4 : 問疾弗能遺、不問其所欲。(病人を見舞って物を贈ることのできない場合は、ほしいものなどについて聞かない) (曲礼上第一 p43)

禁則 5 : 見人弗能館、不問其所舍。(よそから来た人に、わが家に泊めることのできない場合は宿について訊ねない) (曲礼上第一 p43)

この3つの禁則は、異なる場面での発話に関するものだが、「相手が困って
いそうな状況」と「自分にはその手助けができそうにない」という二つのコンテク
スト条件において共通点を持っている。これらの規定の裏には、相手の困った
ことについてたずねるということは、単なる質問行為ではなく、質問者が助けを
提供する用意があるという意志表明でもあり、その手助けを暗に約束するという発
話媒介行為 (perlocutionary act) として機能することを示唆したものである。
つまりこのような質問発話行為が遂行すれば、発話者の行動がそれによって拘
束され、助けを提供する行為そのものが実際伴わなければならないということだ
である。「出費、ほしいもの、宿」に関する質問行為が持つ約束の効力は、遂
行動詞による約束の発話行為ほど直接ではないが、発話媒介行為として自分が
現状の改善に寄与したいという間接的な約束の効力を持っている。禁則 3～5
は、助ける意志または能力がないのにこのような質問をすると、相手になわぬ
期待をさせ、不誠実な約束をしてしまうことを戒め、君子は自分の発話行為の背
後にある媒介的効力まで心を配る必要があるという倫理規範を示したものである。
『礼記』の中でこのような発話媒介行為としての約束効力を肯定的に述べたのは
次の規定である。

君子問人之寒、則衣之、問人之飢則食之。(君子は、人に寒さを問えば実際に着る物を与え、人
に飢えを問えば実際に食物を与える) (表記第三十二 p831 - 832)

コンテクスト条件が整えば質問行為そのものが約束行為の一つとして成り立つ
ことをはっきり示している。

物を贈る時に相手にほしいものをたずねることは、最初から相手に、遠慮して辞退するか安価なものを選ぶ機会を与えてしまうことになるので、そうすることはプレゼントする誠意がなく、不親切だと解釈される可能性がある。禁則6は、相手にほしい物を訊ねることは、相手が遠慮することを見越した不誠実な贈与行為として捉え、戒めたものであろう。

禁則6：與人者、不問其所欲。（人に物を与えるのに（自分でその品を決めずに）欲しいか）などと訊かない（曲礼上第一 p43）

質問行為について、禁則7は相手が自分よりずっと目上であるという人間関係と、年齢を訊ねるという質問内容により、禁則8は道で出会うという発話場面と、行く先を訊ねるという質問内容によってそれぞれ制約されるが、禁則9は相手が女性という性別属性と病名を訊ねるという質問内容によって制約される。この3つの禁則は基本的に目上や女性に対してプライベートのことについていろいろ訊ねることは礼に反するという共通の認識に基づいている。

禁則7：尊長於已踰等、不敢問其年。（目上の人で自分よりずっと年上の人に対して、その年齢を訊いてはならない）（少儀第十七 p526）

禁則8：遇於道、見則面、不請所之。（道で（目上の）人に行き合い、その人が自分を見たら、こちらから近づいて挨拶をするが、行く先を訊いたりはいしない）（少儀第十七 p526 - 527）

禁則9：婦人疾、問之不問其疾。（婦人が病気の場合は、男はこれを見舞っても病名などは問わない）（坊記第三十 p807 - 808）

禁則10は、家族内においても男女や上下関係の秩序をわきまえ、倫理上疑いをかけられるような言動を慎むように規定したものである。

禁則10：嫂叔不通問。（弟と兄嫁とは互いに安否を問わない）（曲礼上第一 p30）

これまで提示した質問行為の禁則だけでも分かるように、『礼記』の言語禁則は人間関係や場面、話題など極めて具体的なコンテキスト情報を備えたものである。この特徴は後ほどの分析で明らかのように『礼記』言語規範全体の特徴とも言える。

3. 2. 呼称行為の禁則

『礼記』における呼称行為の禁則は全部で9例あるが、それを他称に関するものと自称に関するものの2種類に分けることができる。そして他称に関してはおもに他者の本名を呼ぶことに関する禁則規定である。

3. 2. 1. 他称

古代中国では人の本名を神聖化する習慣があるため、人の本名を呼ぶことはその人に対する失礼な行為と見なされる。禁則11は相手が諸侯国の君主という高い身分であれば、他人がその人の本名を呼んではならないと規定している。

禁則11：諸侯不生名。（諸侯については、生存中にその名を（他人が）呼ぶことはない）（曲礼下第二 p70）

ここでは諸侯という社会的身分属性が本名による呼称行為を制約する重要な関数要素として取り上げている。しかし『礼記』では禁則11のすぐ後に次のような禁則解除の条件を提示している。

君子不親悪、諸侯失地名、滅同姓名。（君子は悪事をなす者には好意を持たないので、諸侯でも（政治を誤って）国を失った者、また同姓の国を滅ぼした者に対してはその名を呼ぶ）（曲礼下第二 p70）

これにより本名を呼ぶかどうかは、単純に社会的身分の高さだけで決まるわけではなく、その人が諸侯としての徳を備えているかどうかという善悪判断、一種の倫理的基準が存在することが分かる。

一般的に目上の人が目下を呼ぶ場合に、その相手が成人であれば本名を避け、字（あざな）で呼ぶことになっている。しかし、次の禁則12、13、14を見ると分かるように、目上が目下を呼ぶ場合でも、上下関係の度合いによってさらに条件付けられている。つまり、相手が目下でも比較的年上や上位の者に対しては本名を呼ばないことになっている。

禁則12：国君不名卿老世婦。（国君は上卿と世婦に対しては本名を呼ばない）（曲礼下第一 p55）

禁則13：大夫不名世臣姪婦。（大夫は家の世臣と姪婦に対しては本名を呼ばない）（曲礼下第二 p55）

禁則 14：士不名家相長妾。（士は家の用人と長妾に対しては本名を呼ばない）（曲礼下第二 p55）

古代中国では死者を神格化し、神としてあがめる習慣がある。禁則 15 が示すように人が亡くなればその人を本名で呼ぶことは礼に反することである。禁則 15 から『礼記』の言語規定は、聖なる存在に対するいわゆる対神言語行動にも及んでいるので、Brown & Levinson (1987) や Leech (1983) が主張した相手のメンツや損得への配慮という対人言語行動の枠組みだけでは十分に説明できないものである。

禁則 15：於殤称陽童某甫、不名神也。（死者に対しては「陽童の某甫」と称し、神を名で呼んではならない）（雜記上第二十 p614 - 615）

3. 2. 2. 自称表現

自称表現に関する禁則は 4 例しか現れていない。禁則 16 と 17 は自分のことを「老」と称してはならないと規定しているが、禁則 16 は一般的状況を指し、禁則 17 は親が健在であるというコンテキスト条件を付加している。この 2 つの禁則の背後には年齢に関する価値観、「年齢が高いほど価値が上位である」という「長老尊重」の社会意識が反映されている。このような価値観を持つ社会では自分を「老～」と称するのは尊大行為であり、「小～」と称するのは謙遜行為である。相手を「老～」と称し、自己を「小」と称することは中国文化におけるポライトネスの基本原則の一つで、近現代中国語にも通じる現象である。（彭 2000a を参照）

禁則 16：恒言不称老。（常々人と話す際に自分を老と称して先輩ぶるようなことはしない）（曲礼上第一 p19）

禁則 17：子云、父母在不称老、言孝不言慈。（孔子が言った、「父母の有る間は（そのそばで自分のことを）老と言わず、孝とは言っても慈とは言わない」）（坊記第三十 p799）

禁則 18 と 19 は、諸侯以下の息子は天子の太子が使う自称詞「余小子」を大夫以下の息子は諸侯の太子が使う自称詞「嗣子」をそれぞれ使ってはならないと規定している。このことから「余小子」、「嗣子」のような謙讓的自称詞の使用も、社会的身分によって厳しく制約されることが明らかである。

禁則 18：君大夫之子、不敢自称曰余小子。（君主の子や大夫の子は、自分をさして余小子とは言わない）（曲礼下第二 p55）

禁則 19：大夫士之子、不敢自称曰嗣子某。（大夫や士の子は、自分をさして嗣子だれそれとは言わない）（曲礼下第二 p55）

3.3. 非難行為の禁則

怒りは心理的現象で感情の一種であると同時に、それが表情やことばの上で表現される場合には、意識的な行動や態度の一つとして現れる。怒りの態度がことばによって表出される場合に取りられる言語行為が非難行為である。叱責、ののしり、悪口などを含めた非難行為の遂行はその場におけるさまざまな社会的コンテキストの制約を受ける。禁則 20 では、たとえ犬に対するものであっても客の前ではそれを叱ったりすることが礼に反する行為として規定されている。

禁則 20：尊客之前、不叱狗。（尊客の前では、犬にも叱責を浴びせてはならない）（曲礼上第一 p27）

禁則 21 と 22 は、非難行為の回避とそのコンテキスト条件、回避理由について言及している。禁則 21 はとくに親が病気の時というコンテキスト条件を提示し、禁則 22 は人への非難はいずれ他人からの非難を招き、場合により自分の親や先祖まで非難にさらされるという親不孝の事態を招きかねないという理由付けをしている。これらの禁則は親不孝なことをしてはならないというより大きな倫理意識によって支えられている。

禁則 21：父母有疾…怒不至詈。（父母が病気になったら、…腹を立てても人をののしるほどには怒らない）（曲礼上第一 p37）

禁則 22：壹出言而不敢忘父母、是故悪言不出於口、忿言不反於身。（ひと言出すにも父母を忘れないから、他人の悪口など口に出すことがなく、そのために他人の恨む言葉が身に返ってくることなく、わが身に恥辱の及ぶことがない）（祭義第二十四 p723）

禁則 23 は一般的に人の悪口をしてはならないと規定し、禁則 24 と 25 は人に対してだけでなく、人の財産とくに人が大切にしているものに対しても悪口を言っ

てはならないと規定している。

禁則 23：不苟訾。(かろがろしく人の悪口を言わない) (曲礼上第一 p20)

禁則 24：不訾重器。(人の大切にしている宝器の悪口はしない) (少儀第十七 p525 - 526)

禁則 25：不度民械。(人の家の器具類を数えたるようなことはしない) (少儀第十七 p525 - 526)

3. 4. 命名行為の禁則

命名行為は言語行為の一つであるが、ここでの禁則は主に名をつける時に避けなければならない表現や命名行為そのものを回避するコンテキスト条件等に関するものである。禁則 26と27は異なる文脈での同一内容のものだが、大夫や士の子供には諸侯の子供と同じ名をつけてはならないという命名行為に対する社会的身分による制約を示したものである。

禁則 26：不敢與世子同名。(大夫や士の子は) 君の世子と同名にしない) (曲礼下第二 p55)

禁則 27：大夫士之子，不敢與世子同名。(大夫や士の子は、国君の世子と同名にしない) (内則第十二 p449)

一般的に名は親によって付けられるが、古代中国では、自分の名を大切にすることは親に対する孝行の一つである。禁則 28は親が付けてくれた名を親の意志なくして変えてはならないという孝の礼に基づく改名禁則と言える。

禁則 28：君子已孤、不更名。(君子は既に父をなくてしからは、自分の名を改めない) (曲礼下第二 p57)

古代中国では死後諡(おくりな)を付けられる者はかなり身分の高い人に限られる。禁則 29では父の死後、その子が自分の身分が上がったからといって父に諡名を付けてはならないと規定している。つまり諡の名命には生前の身分に応じなければならないという身分制約が課せられている。

禁則 29：(君子) 已孤暴貴、不為父作諡。(君子は) 父を亡くしてから、ある時にわかに貴い地位を得ても、父に諡号を作ることはしない) (曲礼下第二 p57)

次の禁則30は命名上の一般的なタブーを示したものだが、このような規定から、古代中国社会では対人言語行動に限らず、鬼神や天地自然などに対する畏敬や社会生活での一般的ルールも礼規範の一部として捉えられていたことが分かる。

禁則30：凡名子、不以日月、不以国、不以隱疾。（およそ子に名をつけるには、日や月（の干支）を用いず、国の名を用いず、身体の、人に知られないあざやきずを用いない）（内則第十二 p449）

3. 5. 発語行為の禁則

発語行為（locutionary act）は、表現内容を通してある一定の字義的意味を伝えるだけでなく、話の内容いかんにかかわらず、発語行為自体もある種の意図されない意味や価値情報を持つことがある。古代中国社会ではコンテキストにより発言すること自体が礼にそむくものとしてみなされることがある。禁則31、32は喪中において言語行動そのものを控えるように規定したものである。人が悲しむとおのずと口数が少なくなる。これは現代社会にも通じる人間の一般的な心情と言える。しかし、それが倫理規定として定められ、しかも3年間も人と話しをしてはならないという規定は、当時の儒教社会の時代的特徴、死者に対する哀悼の仕方や時間の捉え方などを色濃く反映している。当時の社会でこの規定がどの程度守られていたかは定かではないが、少なくとも当時の正統な儒教的価値観や言語行動の規範意識として、このような認識があったことは確かである。

禁則31：三年之喪、言而不語。（三年の喪においては、口は利いても人と談論はしない）（雜記上第二十一 p634）

禁則32：三年之喪、君不言。（三年の喪においては、君主は物を言わない。）（喪服四制第四十九 p958-959）

禁則33と34は、基本的に同じ禁則の繰り返しであるが、喪中というコンテキストにおいて、「斬衰、齊衰、大功、小功」など喪期が遠くなるにつれ、言語行動においても「唯（簡単に応答する）、對（ちゃんと答える）、言（自ら発言する）、議（議論する）」などと口数を増やしていくことが分り、社会的コンテキストと口数との対応関係をはっきり示している。

禁則 33：斬衰，唯而不對。齊衰，對而不言。大功，言而不議。小功緦麻，議而不及樂。此哀之發於言語者也。（服喪の最初のころ、斬衰の人は、人に対して「はい」と受け答えするだけで、言葉を出さず、齊衰の人は、人に対して言葉で答えるが、自分のほうから発言せず、大功の人は、人と会話はするが議論はせず、小功と麻の人は議論はするが、歓楽の事を話題にしない。この差異は心中の悲哀の大小が言語に表れたものである）（間伝第三十七 p877）

禁則 34：礼、斬衰之喪、唯而不對。再齊衰之喪、對而不言。大功之喪、言而不議。緦小功之喪、議而不及樂。此哀之發於言語者也。（礼法として「斬衰の喪については、人に答えて唯というのみで、それ以上は言わない。齊衰の喪においては、簡単に受け答えするのみで、長くは言わない。大功の喪においては、長く言うとしても議論にはわたらない。？、小功の喪においては、議論はしても談笑しない」とある。）（喪服四制第四十九 p958-959）

禁則 35 は実行の伴わない言語表現を避けるように規定したものである。

禁則 35：可言不可行、君子弗言也。（言っても行い得ないようなことを君子は言わない）（緇衣第三十三 p839 - 840）

3. 6. 挨拶行為の禁則

一般的に、人に挨拶されたら挨拶を返すのが礼であるが、禁則 36 では特定のコンテクストにおける例外現象として、君主がずっと目下の身分の者に挨拶された場合には、答拝する必要はないと規定している。禁則 37 は臣下に慶事がある場合それには君主の祝福がない限りほかの人が祝賀に訪れてはならないと規定している。この二つの禁則は古代中国社会におけるきびしい身分社会の秩序観を表している。

禁則 36：君於士不答拜也。（君公は、士の身分の（わが）臣には答拝しない）（曲礼下第二 p61）

禁則 37：有慶、非君賜不賀。（臣下の家に何か慶事があっても、君主から下され物があったというのでなければ、他人は祝賀にゆかない）（玉藻第十三 p476 - 477）

禁則 38 は大夫が君主に対する拝礼の仕方に関するもので、君主が直接答礼しないように大夫がいろいろ配慮する必要があることを説いている。

禁則 38：大夫有獻、弗親君有賜、不面拜、為君之答已也。（大夫は、君公に物を献上するとき、自身はゆかず、君公から使者があつて物を賜るとき、自身が君公にまみえて拝謝することはしない。もし拝礼すると君公が大夫に答礼することになるからである）（郊特牲第十一 p393）

禁則 39は国を出た者が国君に挨拶する場合の条件について規定し、その条件を満たさないものは挨拶しないように規定している。

禁則 39：去国三世、爵禄無列於朝、出入無詔於国。（卿大夫たる者が国を去って他国へゆき、その人になって三世を経たのち、本国に爵禄を受ける親戚がなければ、それとの交際で本国に出入りしても、国君に挨拶は通じない）（曲礼下第二 p56）

3. 7. 諫言行為の禁則

諫言行為とは、臣が君に対して、または子が父に対して、その言行の過ちを指摘し、直すように提言することである。諫言行為は発話参与者の身分条件を付加した一種の忠告発話行為とも言える。諫言行為に関する禁則(40～43)はすべて礼儀正しい諫め方に関するものである。諫言する時におごるような態度を取ったり、相手の過去の過ちを述べ立てたり、そしったり、そしてあからさまに諫めたりするようなことはすべて礼に反する行為として規定されている。このような規定から『礼記』は臣下の諫言行為を推奨する一方、君臣、父子、上下の秩序を乱さないよう一定の歯止めをかけたことが分かる。

禁則 40：為人臣下者、…諫而無驕。（人の臣たる者は、…諫めても、君におごることはしない）（少儀第十七 p529 - 530）

禁則 41：子曰、事君欲諫不欲陳。（孔子が言った、「君主に仕えるには、君主の過失を諫めることに心がけるべきで、過去を述べ立てるのではない。」）（表記第三十二 p826-827）

禁則 42：為人臣下者、有諫而無訕。（人の臣たる者は、君を諫めても、そしることは無い）（少儀第十七 p529 - 530）

禁則 43：為人臣之礼、不顯諫。（人の臣たる者の礼として、君の過ちを顕には諫めない）（曲礼下第二 p70）

3. 8. 賞賛行為の禁則

Leech (1983)によれば、是認の原則（他者への賞賛を最大限にし、非難を最小限にする）はポライトネスの基本的原則の一つである。この原則は古代中国社会においても適用される。特に君主と臣下のような上下関係がはっきりする場合、下位者が上位者に対して賞賛行為を通して礼儀正しく振舞っていたと見られる。しかし、儒教の倫理観に基づけば、下位者が上位者をとにかく誉めれば礼にかなうというわけではなく、賞賛行為においても一定の節度を保つことが求められる。『礼記』の禁則44～47はむしろ行過ぎた賞賛行為を非礼行為の一つとして捉え、けん制したものである。

禁則44：礼不妄説人、不辭費。（礼はただ態度を恭敬にして人をいい気持ちにさせることではなく、おせじを並べて人に取り入れることでもない）（曲礼上第一 p13）

禁則45：為人臣下者、…頌而無諂。（人の臣たる者は、…褒めても、へつらうことはない）（少儀第十七 p529 - 530）

禁則46：子曰、事君…不尚辭。（孔子が言った、「君主に仕えるには、…巧い言葉を並べない」）（表記第三十二 p826 - 827）

禁則47：子曰、君子不以口譽人。（孔子が言った、「ただ口先だけで人を褒めることはない」）（表記第三十二 p831 - 832）

3. 9. 諱名行為の禁則

諱名行為は古代中国社会においてかなり制度化、慣習化されていたと見られる。諱名は名（本名）を尊ぶ習慣から生まれたもので、その使用は主に先祖や目上の人に対して敬意を表すためである。その意味で諱名行為も対人関係において待遇的な効力を持っている。諱名は名を尊ぶという点では本名に対する呼称禁則に通じるところがある。しかし、諱名はさらに進んで相手の本名と同じ発音または同じ表記の表現まで避けることを要求する。

ところが、ある特定の人物の名前と同じ発音や表記を避けることは現実の言語生活の中では決してたやすいことではない。諱名はもともと名を言うことに対する禁則なので、以下の禁則48～50は諱名の禁則に対する禁則解除の条件を提示したものと言える。諱名行為の行き過ぎを規制し、名を忌まなくても失礼にならない特例コンテキストを設けた。『礼記』の規定から、諱名行為が当時社会生活にさまざまな不便や支障をきたすほど頻繁に行なわれていたことが想像できる。

禁則 48：禮不諱嫌名、二名不偏諱。（礼として嫌名（父母の名にまぎらわしい名）は忌まず、父母の名が二名（二字で表す名）であれば、一字ずつ忌むということはない）（曲礼上第一 p47）

禁則 49：二名不偏諱。（二字で書く名については、その一字ずつを諱むことをしない）（檀弓下第四 p169）

禁則 50：於大夫所、有公諱、無私諱。凡祭不諱、廟中不諱、教学臨文不諱。（士は大夫の前で物を言うとき、君公の父祖の名は諱むが、わが父祖は諱まない。一般に、祭礼廟中、学問、文章の読み書きにおいては、何人の名も諱まない）（玉藻第十三 p472 - 473）

諱名という言語行為は現在ではすでに行なわれなくなったが、ある時期にあたりまえのように行なわれていた言語行為が時代の推移により行為そのものが消えてしまうことがあるということも、言語行為の通時論的な観点から見てたいへん興味深い現象である。

3. 10. 命令行為の禁則

『礼記』には命令行為に関する禁則は1例しか現れていない。禁則 51 は人に物を与える場合には、たとえその人が目下の人間であっても「取りに来なさい」などと命令してはならないとしている。これは人に物を贈るという親切な行為と人に足労をかけるという行為賦課型行為が競合する場合、前者を優先させ、上下関係にこだわらず、自らまたは使者を遣わして送るなりして誠意を示すことが礼儀だということを意味している。

禁則 51：賜人者、不曰来取。（下の人に物を与えるとき（自分で出してやらずに）「取りにきたまえ」などと言わない）（曲礼上第一 p43）

3. 11. 弁明行為の禁則

孔子は「父母在不遠遊」（父母がいる間は遠くへ旅をしない）と言うが、古代中国では親のもとを去り、先祖の土地を離れることは不肖者と見られることがある。大夫や士の身分の者が君主に追放され国を立ち退く時にはなおさら不名誉なことになる。禁則 52 はこのようなことに遭遇する場合、あれこれと弁明することは一種の非礼行為として捉えられていたことを示している。

禁則 52：大夫士去国，…不説人以無罪。（大夫や士が国を立ち退くときは…人に対して、わが身に罪は無いのに国を出ることになったというような弁解をしない）（曲礼下第二 p60）

3. 12. 祈願行為の禁則

禁則53は目下の者が目上の者に対して自分がしたいことを申し出ようとする場合、その願いが相手への接近につながることは申し出てもよいが、相手から離れることはみずから言うのではなく、目上の指示を待つことが礼儀だということを説いている。

禁則 53：請見不請退。（目上の人には、お目にかかりたいとは請うが、お暇申したいとは言わない）（少儀第十七 p528）

3. 13. 誄言行為の禁則

誄言は身分の高いものが身分の低い故人に対してその生前の功績を称える言語行為である。禁則54は誄言行為における社会的身分制約、つまり身分の低い者は身分の高い者に対して誄を述べることは礼にそぐわないということを規定したものである。現代中国社会でも故人を称えるという現象はあるが、上下関係がはっきりした一つの儀式としての「誄言」発話行為そのものはもはや存在しなくなった。

禁則 54：賤不誄貴、幼不誄長、禮也。（亡くなった人よりも地位の低いもの、年の下の者から誄（るい）を述べることはしないのが、礼である。）（曾子問第七 p295 - 296）

4. 言語随伴要素の禁則

『礼記』では、言語行為そのものだけでなく、言語行為に伴うさまざまな要素に関しても倫理禁則を設けた。禁則が及んだ言語随伴要素には「態度、発言順番、声量、話者間距離」の4種類が含まれる。

4. 1. 態度の禁則

『礼記』の中で、言語行動を取る場合の態度について6例の禁則がある。禁則55～60は言語行動において、我を張ったり、馴れ馴れしい態度を取ったり、

人にこびたり、おごったりしないように規定したものである。これらの禁則の裏には、言語行動において、中庸を大切に、節度を持って振舞うべきだという礼のバランスに関する原則が存在していることが分かる。

禁則 55：直而勿有。(率直に物を言うのはよいが、あくまでも我を張ろうとするのはいけない) (曲礼上第一 p12)

禁則 56：礼不踰節，不侵侮，不好狎。(礼は、言動において節度を保つことであり、自己を信ずるがために他人を侮ったり、(仲が良いからといって) 人に狎れなれしくしたりしてはならない) (曲礼上第一 p13)

禁則 57：子云…闔門之内、戲而不歎。(孔子が言った、「家庭内では戯れても歎くことはしない」) (坊記第三十 p99)

禁則 58：為人臣下者，…頌而無諂，諫而無驕。(人の臣たる者は、…褒めても、へつらうこと無く、忠告しても、君におごることはしない) (少儀第十七 p529 - 530)

禁則 59：不窺密、不旁狎、不道旧故、不戲色。(目上に侍るときは、何か秘密を探ろうとするかのような言動を慎み、みだりに狎れなれしくせず、軽率に(相手に関係のある)昔の事を言い出さず、また相手を軽んじ侮るような顔つきをしない) (少儀第十七 p528 - 529)

禁則 60：幼子常視母誑。(幼児に対しては、常にものごとを教えるときに、あざむく態度を取らないようにする) (曲礼上第一 p21)

4. 2. 発言順番の禁則

二人以上の人間が話をする時に、だれが先に発言し、話題の優先権を持つかはその言語社会の人間関係の捉え方に直接影響される。『礼記』に現れた発言順番に関する禁則(61)～(65)では、年長者が年少者より、先生が生徒より、主人が客より発言の優先権を持ち、後者が前者に先に声をかけたり、問いかけたりすることは失礼な行為として規定されているが、これらの禁則には、当時の人間関係の捉え方や身分意識が反映されている。

禁則 61：長者不及、毋僂言。(目上の相手が言い出さない事については、こちらからそれを話に交えてはいけない) (曲礼上第一 p26)

禁則 62：長者問、不辭讓而對、非礼也。(長老が事を問いかけて来たら、必ず一旦は辞退して(返答を) 人に譲るべきであって、すぐさま返答するのは失礼である) (曲礼上第一 p17)

禁則 63：見父之執，…不問不敢對。（父の友人の前では、…問われなければ、こちらからは言わない）（曲礼上第一 p18）

禁則 64：遭先生于道…先生與之言則對、不與之言則趨而退。（道で年長者に出会ったら、…相手が問いかけたら答え、何も言われなければ、急いで前をさがる）（曲礼上第一 p21）

禁則 65：主人不問客不先挙。（主人がまず客のきげんを伺うまでは、客が先に口を開くことはない）（曲礼上第一 p25）

4. 3. 声量の禁則

声の高さや大きさに関する禁則は次の禁則 66 と 67 の 2 例である。『礼記』の中では発話の声に関する推奨的な記述、肯定的命法は規定されていないが、われわれは禁則 66 と 67 が示すような「高く大きな声で話してはならない」という否定的な命法を通して、当時社会において「静かに物を言うことは礼にかなう」という声量に関する価値観が存在していたことを確認することができる。

禁則 66：毋噉應。（高い声で話すのはいけない）（曲礼上第一 p28）

禁則 67：從長者而上丘陵…登城不指、城上不呼。（年長者に付いて岡にあがり…城に登ったらあちこち指を指さず、また大声で叫んだりしない）（曲礼上第一 p21）

4. 4. 距離の禁則

禁則 68 と 69 は字づらの意味では話し手と聞き手の物理的距離について規定しているが、離れた人と話をする時におのずと声を上げなければならないことから、その規定の裏には声量に関する禁則も絡んでくることが分かる。

禁則 68：從於先生、不越路而與人言。（年長者に付いて歩いているときは、道の向こう側の人と口をきかない）（曲礼上第一 p21）

禁則 69：毋踰言。（離れた人に言葉をかけるなかれ）（投壺第四十 p895）

5. 話題内容の禁則

『礼記』の中で話題内容に関する禁則は全部で 9 例ある。禁則 70～73 は男

女、内外、朝野などの発話コンテキストと話題内容との共起性に関する規定だが、禁則74、75は間違っただことや疑わしいことを知りながら口にすることに對する禁則である。禁則76、77は親が病気または亡くなった時に冗談や楽しい話題を口にせず、孝の礼に反しないように戒めたもので、禁則78は当時の中国大陸において天下の主とされていた天子の地方行幸について「出」という表現を使ってはならないということばのタブーを示したものである。

禁則70：男不言内、女不言外。（男は内の（家庭内の）事に口を出さず、女は外の（家や国の政治の）事を言わない）（内則第十二 p424）

禁則71：内言不出、外言不入。（内の事は外に言いふらさず、外の事は内で言わない）（内則第十二 p424）

禁則72：既葬、與人立、君言王事、不言国事、大夫士言公事、不言家事。（（父母が）既に葬つてからは、他人と並んで立つようなおりに、もし諸侯であれば王事を言うが自国の事は言わず、大夫や士であれば公事を言って私家の事は言わない）（喪大記第二十二 p681）

禁則73：朝言不及犬馬。（朝廷で談論するには、（私家の）犬や馬のことなどに言及しない）（曲礼下第二 p75）

禁則74：過言不再。（間違っただことばは二度と口しない）（儒行第四十一 p901 - 902）

禁則75：母身質言語。（疑わしい話を耳にしたら、自分はそれをまことしやかに人に告げることなどしない）（少儀第十七 p529 - 530）

禁則76：父母有疾…言不惰。（父母が病気になったら、…人と話をするのに冗談は言わない）（曲礼上第一 p37）

禁則77：居喪不言樂。（喪中には快樂のことを語らない）（曲礼下第二 p57）

禁則78：天子不言出。（天子については「出る」と言わない）（曲礼下第二 p70）

6. 結 論

以上考察した『礼記』の言語禁則は、文法的に正か誤か、または真理値意味論における真か偽かに関するものではなく、さまざまな言語行為がそれぞれの社会的コンテキストにおいて適切かどうか、倫理的に問題があるかどうかに関するもので、語用論的、社会言語学的な性格の強いものばかりである。『礼記』の禁則には、発話参加者の人間関係属性や場面・状況などのコンテキスト条件を明示するという点では、社会的属性を捨象した Brown & Levinson (1978,

1987)やLeech (1983)の語用論的ポライトネス原理とは対照的である。『礼記』の禁則は、一般語用論の原理・原則に比べてより具体的で、礼儀正しい言語行動の指針としてより実用性の高いものになっている。

『礼記』に示された禁則の数々は、一般的な処世訓として存在したのではなく、これらの禁則が機能する背景には束となる語用論的基本原理や原則が存在していたと思われる。われわれは以上考察した数多くの禁則から帰納的に次のような語用論的原理を抽出することができる。

礼の原理：言語生活において常に礼にかなう言語行動し、礼にそむく言語行動を避けよ。

そして、礼にかなう言語行動とは何か。古代中国において、礼の原理は次のような下位原則によって実現されると考えられる。

陰陽秩序の原則：君臣、父子、師弟、上下、男女、内外、朝野、生死などの陰陽秩序をわきまえた言語行動をし、陰陽秩序を乱すような言語行動を避けよ。

言行一致の原則：実行が伴うような言語行動をし、実行が伴わないような言語行動を避けよ。

中庸節度の原則：中庸を保ち、節度ある言語行動をし、行過ぎた言語行動を避けよ。

孝行の原則：先祖の名誉を守り、親を喜ばせるような言語行動をし、先祖の名を汚し、親を悲しませるような言語行動を避けよ。

『礼記』の言語規範は、対面行動においていかに相手と自己のメンツ（自尊心、プライド、心理的欲求）や利害損得に配慮しながら働きかけるかだけでなく、言語行動においていかに「君子」(立派な人間)として振舞うべきかというより広い意味での言語行動上の倫理規範を示したものである。たとえば、孝行の原則は対人コミュニケーションにおける相手という個人に対する配慮というよりも、話し手が儒教文化の中でよい人間としてどのような言語行動を取るべきかという倫理的指針を提供したものである。

『礼記』は古代中国社会の礼の集大成である。今回はその中の言語禁則に焦

点を絞り、古代中国社会の言語生活の一側面、特に言語運用の規範意識、語用論的、社会言語学的制約について考察したが、『礼記』言語規範の全体像を描くには、今後更に研究を深めていく必要がある。

本研究は平成10年度科学研究補助金による「普遍的言語運用モデルの構築」(代表:岡本能理子)及び、神奈川大学言語研究センター平成11年度の研究助成による「古代中国語の敬語に関する社会言語学的研究」の成果の一部である。

注

1. 『礼記』の引用と日本語訳は基本的に竹内(1979)に基づいているが、文脈を補うために多少の修正を施した。

参考文献

- 邹 昌林. 2000. 『中国礼文化』社会科学文献出版社
- 錢 玄. 1996. 『三禮通論』南京師範大学出版社
- 竹内照夫. 1979. 『新釈漢文大系・礼記』明治書院
- 彭 国躍. 2000a. 『近代中国語の敬語システム—陰陽文化認知モデル』白帝社
- 彭 国躍. 2000b. 「松下文法「待遇」の本質とその理論的可能性—「価値の意味論」の枠組み」『世界の日本語教育』国際交流基金日本語国際センター
- 楊 素珍. 1997. 「『周礼』「老」字詞彙意義之分析」『黄侃學術研究』武漢大学出版社
- Austin, J.L. *How to Do Things with Words*. Cambridge, Mass.: Harvard U.P. 1962 (坂本百大訳『言語と行為』大修館書店 1978).
- Brown, P and Levinson, S.C. *Politeness: Some Universal in Language Usage*. Cambridge U. P. 1987.
- Leech, Geoffrey.N. *Principles of Pragmatics*. Longman Group Limited, London 1983 (池上嘉彦、河上誓作訳『語用論』紀伊国屋書店).
- Searle, J.R. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge U. P. 1969 (坂本百大、土屋俊訳『言語行為』勁草書房 1986).